

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部 務 総 務 課  
青 葉 区 仙 台 市 宮 城 本 町 三 丁 目 8 番 1 号  
電 話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	一
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	二
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	四
○証紙売りさばき人の指定	(会計課)	五
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告	(森林整備課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(同)	七
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁特別支援教育課)	七
選挙管理委員会		
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		九

## 告 示

○宮城県告示第五十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、  
農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要  
別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十一年一月十八日

○宮城県告示第五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的  
潮害の防備
  - 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市(次の図に示す部分に限る。)、本吉郡南三陸町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。  
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林

整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
伊保石川3	土石流	塩竈市伊保石（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防
玉川一丁目	急傾斜地の崩壊	塩竈市玉川二丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防
越ノ浦	急傾斜地の崩壊	塩竈市越の浦（次の図のとおり）		宮城県土木部防
旭町	急傾斜地の崩壊	塩竈市旭町（次の図のとおり）		宮城県土木部防
千賀の台	急傾斜地の崩壊	塩竈市千賀の台（次の図のとおり）		宮城県土木部防
伊保石の1	急傾斜地の崩壊	塩竈市伊保石（次の図のとおり）		宮城県土木部防
杉ノ入	急傾斜地の崩壊	塩竈市杉ノ入（次の図のとおり）		宮城県土木部防
みのが丘の1	急傾斜地の崩壊	塩竈市みのが丘（次の図のとおり）		宮城県土木部防
杉ノ入裏	急傾斜地の崩壊	塩竈市杉ノ入裏（次の図のとおり）		宮城県土木部防
新浜	急傾斜地の崩壊	塩竈市新浜町三丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防
庚塚の3	急傾斜地の崩壊	塩竈市庚塚（次の図のとおり）		宮城県土木部防
庚塚の4	急傾斜地の崩壊	塩竈市庚塚（次の図のとおり）		宮城県土木部防
藤倉三丁目の6	急傾斜地の崩壊	塩竈市藤倉三丁目（次の図のとおり）		宮城県土木部防

新田	急傾斜地の崩壊	黒川郡大郷町東成田字新田（次の図のとおり）
黒内沢	急傾斜地の崩壊	黒川郡大郷町川内字黒内沢（次の図のとおり）
下堰場の2	急傾斜地の崩壊	黒川郡大郷町川内字下堰場（次の図のとおり）
中峠山の1	急傾斜地の崩壊	黒川郡大郷町川内字中峠山（次の図のとおり）
鹿野畑	急傾斜地の崩壊	黒川郡大郷町味明字鹿野畑（次の図のとおり）
下堰場	急傾斜地の崩壊	黒川郡大郷町川内字下堰場（次の図のとおり）
大松沢	土石流	黒川郡大郷町大松沢字舟立場（次の図のとおり）
長松沢	土石流	黒川郡大郷町東成田字長松沢山（次の図のとおり）
北板谷沢	土石流	黒川郡大郷町東成田字上板谷（次の図のとおり）
黒内沢	土石流	黒川郡大郷町川内字黒内沢（次の図のとおり）
下堰場東沢	土石流	黒川郡大郷町川内字下堰場（次の図のとおり）
不来内沢2	土石流	黒川郡大郷町不来内字沢田山（次の図のとおり）
2 道山作沢1	土石流	黒川郡大郷町山崎字道山作（次の図のとおり）
1 道山作沢1	土石流	黒川郡大郷町山崎字道山作（次の図のとおり）
西東沢	土石流	黒川郡大郷町山崎字東沢（次の図のとおり）
東沢	土石流	黒川郡大郷町山崎字東沢（次の図のとおり）
不来内沢	土石流	黒川郡大郷町不来内字瀬沢（次の図のとおり）
伊保石の2	急傾斜地の崩壊	塩竈市伊保石（次の図のとおり）
1 みのが丘の崩壊	急傾斜地の崩壊	塩竈市みのが丘（次の図のとおり）
泉沢町	急傾斜地の崩壊	塩竈市泉沢町（次の図のとおり）

堰場の2	南一本松山	北橋	道山作	上長坂の3	上長坂の1	百目木の2	欠下	竹の内の2	馬場	田中脇	谷地入	木の崎	鶴野の2	鶴野の1	山日向	山崎木戸脇	原屋敷の2	原屋敷の1	谷地田
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
黒川郡大郷町不来内字堰場（次の図のとおり）	黒川郡大郷町不来内字南一本松山（次の図のとおり）	黒川郡大郷町不来内字北橋（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字道山作（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字上長坂（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字上長坂（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字百目木（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字欠下（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字竹の内（次の図のとおり）	黒川郡大郷町石原字馬場（次の図のとおり）	黒川郡大郷町石原字田中脇（次の図のとおり）	黒川郡大郷町石原字谷地入（次の図のとおり）	黒川郡大郷町柏川字木の崎（次の図のとおり）	黒川郡大郷町柏川字鶴野（次の図のとおり）	黒川郡大郷町柏川字鶴野（次の図のとおり）	黒川郡大郷町柏川字山日向（次の図のとおり）	黒川郡大郷町大松沢字山崎木戸脇（次の図のとおり）	黒川郡大郷町大松沢字原屋敷（次の図のとおり）	黒川郡大郷町大松沢字原屋敷（次の図のとおり）	黒川郡大郷町大松沢字谷地田（次の図のとおり）

三嶽の1	山神沢	鶯ヶ沢	不動	長峰	中峠山の3	2 上小屋筋の	1 上小屋筋の	下赤坂の3	下赤坂の2	下赤坂の1	下赤坂の4	田沢畑	中峠山の2	木橋沢	下新関	烏宮	大日向	力田山	要害下
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
黒川郡大郷町東成田字三嶽（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字山神沢（次の図のとおり）	黒川郡大郷町中村字鶯ヶ沢（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字不動（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字長峰（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字中峠山（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字上小屋筋（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字上小屋筋（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字下赤坂（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字下赤坂（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字下赤坂（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字下堰場（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字田沢畑（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字中峠山（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字木橋沢（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字下新関（次の図のとおり）	黒川郡大郷町味明字烏宮（次の図のとおり）	黒川郡大郷町味明字大日向（次の図のとおり）	黒川郡大郷町味明字力田山（次の図のとおり）	黒川郡大郷町不来内字要害下（次の図のとおり）

明ヶ沢の1	行屋下の2	行屋下の1	放森	放森沢	西光寺	黒内沢の2	門前	欠下	百目木	中坪山	屋敷前	山居沢	上板谷の3	上板谷の2	上板谷の1	三堂沢	西光寺	三嶽の3	三嶽の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城県利府町赤沼字明ヶ沢（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字行屋下（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字行屋下（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字放森（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字放森（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字西光寺（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字黒内沢（次の図のとおり）	黒川郡大郷町不来内字門前（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字欠下（次の図のとおり）	黒川郡大郷町山崎字百目木（次の図のとおり）	黒川郡大郷町川内字中坪山（次の図のとおり）	黒川郡大郷町中村字屋敷前（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字山居沢（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字上板谷（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字上板谷（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字三堂沢（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字西光寺（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字三嶽（次の図のとおり）	黒川郡大郷町東成田字三嶽（次の図のとおり）	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第五十五号

大沢東	細谷	樽田	坂ノ下	櫃ヶ沢の2	櫃ヶ沢の1	丹波沢の2	丹波沢の1	二本棚の2	二本棚の1	丹波沢	榎の2	花園一丁目 の4	大日向の2	樽田の2	樽田の1	中ノ岬の3	中ノ岬の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城県利府町乙字大沢東（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字細谷（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字樽田（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字坂ノ下（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字櫃ヶ沢（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字櫃ヶ沢（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字丹波沢（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字丹波沢（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字二本棚（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字二本棚（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字丹波沢（次の図のとおり）	宮城県利府町菅谷字榎（次の図のとおり）	宮城県利府町花園一丁目（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字大日向（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字樽田（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字樽田（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字中ノ岬（次の図のとおり）	宮城県利府町赤沼字中ノ岬（次の図のとおり）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）  
第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
伊保石東沢	土石流	塩竈市伊保石（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
大日向	急傾斜地の崩壊	塩竈市大日向町（次の図のとおり）	
2 みのが丘の急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	塩竈市みのが丘（次の図のとおり）	
大日向町	急傾斜地の崩壊	塩竈市大日向町（次の図のとおり）	
3 みのが丘の急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	塩竈市みのが丘（次の図のとおり）	
本木沢	土石流	黒川郡大郷町山崎字本木（次の図のとおり）	
大貝沢	土石流	宮城郡利府町赤沼字大貝（次の図のとおり）	
西行屋下	土石流	宮城郡利府町赤沼字行屋下（次の図のとおり）	
行屋下	土石流	宮城郡利府町赤沼字行屋下（次の図のとおり）	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第五十六号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日

公 告

株式会社利府自動車学校

代表取締役  
小島一郎  
宮城郡利府町森郷字一里塚  
一番地

平成三十一年一月十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 洲崎防災林造成業務委託 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 委託期間 契約締結日の翌日から平成三十一年三月二十八日まで

4 履行場所 宮城県東松島市野蒜字洲崎地内

5 その他 委託期間の平成三十一年三月二十八日は、委託契約を締結した後に於いて、平成三十一年度宮城県一般会計補正予算が議決等されたとき、平成三十一年八月三十日に変更する。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の

物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ平成三十一年二月十二日（火）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県農林水産部森林整備課治山班（担当 原 央晶 電話〇二二二二二二二九二三）

3 入札説明書の交付期限

平成三十一年二月十三日（水）午後五時まで

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成三十一年二月二十六日（火）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年二月二十七日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階農林水産部森林整備課

五 入札に参加することができない者



- 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする 無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Services to be Procured : Development of Suzuki disaster prevention forest
- 2 Period of Contract : From day after contract settlement to March 28, 2019
- 3 Deadline for Bid Submission : February 26, 2019, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time for Bid Selection : February 27, 2019, 10 : 00 a.m. Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department 12<sup>th</sup> floor of Miyagi Prefectural Government Building
- 5 Contact Information : Land Restoration Section, Forest Development Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan (Contact : Terraki Hara, Tel : 022-211-2923)
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 大曲浜防災林造成業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年十二月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社 ビホロ 牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿七十五番地五

五 落札金額 八千九百万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十年十一月十六日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成三十一年一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立特別支援学校給食調理等業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 4 納入場所 宮城県立名取支援学校名取が丘校及び宮城県立西多賀支援学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の「物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿」に登録されていること。

3 2以外のもので開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 食品衛生法上の営業許可を受けていること。

10 自社が所有する調理施設を有していること。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成三十一年一月二十九日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子調達（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒 九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁特別支援教育課企画管理班

（担当） 尾形 幸司 電話〇二二―二二―一三七一四

3 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年二月四日（月）から平成三十一年二月十二日（火）までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。



(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十一年二月四日(月)から平成三十一年二月十二日(火)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

入札期間 平成三十一年二月十八日(月)午前九時から平成三十一年二月二十六日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 5に同じ

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所 平成三十一年二月二十七日(水)午前十時

宮城県行政庁舎十二階 一一〇一会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二十条並びに財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百十三条及び第一百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 申請書の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Lunch Service for Miyagi Prefectural

Special Support Schools, etc. (1 project)

2 Planned Contract Period : From April 1<sup>st</sup>, 2019 to March 31<sup>st</sup>, 2022 (36 months)

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Natori Support School Natorioka Branch (6-11-1 Natorioka, Natori, Miyagi) Miyagi Prefectural Nishitaga Support School (2-11-17 Kagitorihoncho, Taihaku-ku, Sendai, Miyagi)

4 Deadline for Bid Submissions : February 26<sup>th</sup>, 2019 (Tues), 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Organization Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Contact : Koji Ogata, Tel: 022-211-3714 (Japanese Only)

選挙管理委員会

○宮選管告示第二号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月十八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

仙台市南吉成コミュニティ・センターの項中「同 市青葉区中山台一丁目一〇番地五」を「同 市青葉区中山台二丁目一〇番地の五」に、北仙台コミュニティ・センターの項中「同 市青葉区北根四丁目一〇番二号」を「同 市青葉区北根四丁目一〇番一号」に、鶯ヶ森町内会集会所の項中「同 市青葉区鶯ヶ森一丁目一〇六番地の一八六」を「同 市青葉区鶯ヶ森一丁目二三番二八号」に、仙台市高砂市営住宅東集会所の項中「同 市宮城野区中野字寺前三一番地」を「同 市宮城野区福室五丁目二三番七号」に、仙台市福田町第一市営住宅集会所の項中、「同 市宮城野区田子字要害二五二番

地の二」を「同 市宮城野区田子一丁目二五番八号」に、仙台市福田町第二市営住宅集会所の項中「同 市宮城野区田子字田子南三〇二番地の二」を「同 市宮城野区田子三丁目二番七号」に、仙台市岡田コミュニティ・センターの項中「同 市宮城野区蒲生字雑子袋三番地の一四」を「同 市宮城野区蒲生字雑子袋三番の一四」を「同 市宮城野区岡田町内会集会所」に、仙台市南福室地区集会所の項中「仙台市南福室地区集会所」を「南福室新原田集会所」に、田子西第二市営住宅集会所の項中「同 市宮城野区田子字中坪六八番地」を「同 市宮城野区田子西二丁目二番地の二」に、荒井西地区集会所の項中「荒井西地区集会所」を「荒井西団地集会所」に、「同 市若林区荒井西土地画整理事業地内四八B・L」を「同 市若林区なないろの里二丁目一九番地の二」に、仙台市大野田コミュニティ・センターの項中「同 市太白区大野田五丁目二三番地の四」を「同 市太白区大野田五丁目二三番地の五」に改め、滝原生活改善センターの項及び境野コミュニティセンターの項を削り、仙台市袋原コミュニティ・センターの項中「同 市太白区中田町字荒屋敷二番地の一」を「同 市太白区東中田五丁目一三番一〇号」に、東四郎丸コミュニティ・センターの項中「同 市太白区四郎丸大宮二六番地の一〇」を「同 市太白区四郎丸字大宮二六番地の一〇」に、仙台市泉松陵コミュニティ・センターの項中「同 市泉区松陵三丁目二八番の三」を「同 市泉区松陵三丁目二八番地の三」に改め、泉中央南市営住宅集会所の項の次に次のように加える。

桂一丁目集会所

同 市泉区桂一丁目一三番地の二

石巻市総合福祉会館みなと荘の項中「同 市湊町一丁目一番九号」を「同 市八幡一丁目六番二二号」に、石巻市向陽地区コミュニティ・センターの項中「石巻市向陽地区コミュニティ・センター」を「石巻市向陽地区コミュニティ・センター」に、河北総合センターの項中「河北総合センター」を「石巻市河北総合センター」に、石巻市和湖地区コミュニティ・センターの項中「石巻市和湖地区コミュニティ・センター」を「石巻市和湖地区コミュニティ・センター」に改め、定川会館の項、朝日会館の項、箕入あすなろ館の項及び四家会館の項を削り、石巻市しらすぎ台コミュニティ・センターの項中「石巻市しらすぎ台コミュニティ・センター」を「石巻市しらすぎ台コミュニティ・センター」に改め、倉塚老人憩いの家の項、裏永井老人憩いの家の項、向永井老人憩いの家の項、榎崎東老人憩いの家の項、山田老人憩いの家の項、拾貫老人憩いの家の項、入沢老人憩いの家の項、葉田老人憩いの家の項、小池老人憩いの家の項、城内老人憩いの家の項、新田老人憩いの家の項及び給人町老人憩いの家の項を削り、寺崎地区農業担手センターの項中「寺崎地区農業担手センター」を「石巻市寺崎地区農業担手センター」に、農業者トレーニンングセンターの項中「農業者トレーニンングセンター」を「石巻市桃生農業者トレーニンングセンター」に、高須賀地区定住センターの項中「高須賀地区定住センター」を「石巻市高須賀地区定住センター」に、遊楽館の項中「遊楽館」を「石巻市遊楽館」に、鹿妻南コミュニティハウスの項中

「鹿妻南コミュニティハウス」を「石巻市鹿妻南コミュニティハウス」に、「同 市鹿妻二丁目六番二五号」を「同 市鹿妻南二丁目六番二五号」に改め、石巻市桃生文化交流会館の項の次に次のように加える。

石巻市学習等供用施設釜釜会館

同 市築山三丁目六番二八号

石巻市学習等供用施設釜釜会館

同 市門脇字浦屋敷八一番地四

塩竈市向ヶ丘集会所の項中「塩竈市向ヶ丘集会所」を「塩竈市向ヶ丘コミュニティ・センター」に、「塩竈市向ヶ丘一八番一八号」を「塩竈市向ヶ丘一八番一〇号」に、塩竈市北浜集会所の項中「塩竈市北浜集会所」を「塩竈市北浜コミュニティ・センター」に、塩竈市藤倉集会所の項中「塩竈市藤倉集会所」を「塩竈市藤倉コミュニティ・センター」に、塩竈市伊保石、清水沢一区集会所の項中「塩竈市伊保石、清水沢一区集会所」を「塩竈市伊保石清水沢一区集会所」に、塩竈市大日向地域集会所の項中「同 市大日向町八番」を「同 市大日向町八番四号」に、塩竈市市営新玉川住宅集会所の項中「同 市母子沢町一番」を「同 市母子沢町一番三号」に改め、塩竈市しおり台集会所の項の次に次のように加える。

塩竈市母子沢コミュニティセンター

同 市玉川三丁目八番三七号

塩竈市南錦町コミュニティセンター

同 市南錦町二番二六号

美田園第二仮設住宅団地集会所の項及び植松人生仮設住宅団地集会所の項を削り、栗原市築館佐野老人憩いの家の項中「栗原市築館佐野老人憩いの家」を「栗原市築館留場北老人憩いの家」に、栗原市築館留場北老人憩いの家の項中「栗原市築館留場北老人憩いの家」を「栗原市築館留場北老人憩いの家」に、栗原市築館根岸老人憩いの家の項中「栗原市築館根岸老人憩いの家」を「栗原市築館根岸老人憩いの家」に、十文字老人憩いの家の項中「十文字老人憩いの家」を「栗原市若柳十文字老人憩いの家」に、福岡老人憩いの家の項中「福岡老人憩いの家」を「栗原市若柳福岡老人憩いの家」に、「同 市若柳字福岡谷地畑二番地二」を「同 市若柳字福岡谷地畑二三番地一」に、大林老人憩いの家の項中「大林老人憩いの家」を「栗原市若柳大林老人憩いの家」に、「同 市若柳大林中斉一〇一番地二」を「同 市若柳大林中斉一〇一番地五」に、磯老人憩いの家の項中「磯老人憩いの家」を「栗原市若柳磯老人憩いの家」に、新町・北浦老人憩いの家の項中「新町・北浦老人憩いの家」を「栗原市若柳新町・北浦老人憩いの家」に、有賀老人憩いの家の項中「有賀老人憩いの家」を「栗原市若柳有賀老人憩いの家」に、多賀老人憩いの家の項中「多賀老人憩いの家」を「栗原市若柳多賀老人憩いの家」に、「同 市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻一一番地一」を「同 市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻一一一番地五」に、敷味老人憩いの家の項中「敷味老人憩いの家」を「栗原市若柳敷味老人憩いの家」に、「同 市若柳字上畑岡敷味四一番地」を「同 市若柳字上畑岡敷味四一番地二」に、米ヶ浦東老人憩いの家の項中「米ヶ浦東老人憩いの家」を「栗原市若柳米

ケ浦東老人憩いの家」に、「同 市若柳字上畑岡米ケ浦二五番地一」を「同 市若柳字上畑岡米ケ浦二五番地一」に、「米ヶ浦中央老人憩いの家」を「栗原市若柳米ヶ浦中央老人憩いの家」に、「同 市若柳字上畑岡新米ヶ浦前二〇番地」を「同 市若柳字上畑岡新米ヶ浦前二〇番地一」に、「上畑岡コミュニティセンター」の項中「上畑岡コミュニティセンター」を「栗原市若柳上畑岡コミュニティセンター」に、「同 市若柳字上畑岡大盛り七八番地一」を「同 市若柳字上畑岡大森七八番地一」に、「八木老人憩いの家」を「栗原市若柳八木老人憩いの家」に、「北二股老人憩いの家」を「栗原市若柳北二股老人憩いの家」に、「町館老人憩いの家」の項中「町館老人憩いの家」を「栗原市若柳町館老人憩いの家」に、「大畑ふれあいセンター」の項中「大畑ふれあいセンター」を「栗原市若柳大畑ふれあいセンター」に、「文字郷土文化保存伝習館」の項中「文字郷土文化保存伝習館」を「栗原市文字郷土文化保存伝習館」に、「同 市栗駒文字角ヶ崎六七番地一」を「同 市栗駒文字角ヶ崎六七番地一」に改め、「文字生活改善センター」の項を削り、「下山公営住宅集会所」の項中「下山公営住宅集会所」を「栗原市瀬峰小深沢生活改善センター」の項中「同 市瀬峰小深沢一五二番地」を「同 市瀬峰小深沢一五二番地二」に、「栗原市瀬峰農林漁家高齢者センター」の項中「栗原市瀬峰農林漁家高齢者センター」を「栗原市瀬峰川前老人憩いの家」の項中「栗原市瀬峰川前老人憩いの家」を「栗原市瀬峰川前老人憩いの家」に、「宿川原集会所」の項中「宿川原集会所」を「栗原市瀬峰宿川原集会所」に、「袋柳沢集会所」の項中「袋柳沢集会所」を「栗原市袋柳沢集会所」に、「森下老人憩いの家」の項中「森下老人憩いの家」を「栗原市袋柳沢森下老人憩いの家（長寿荘）」に、「同 市袋柳沢南郷荒町四八番地」を「同 市袋柳沢南郷五輪原二〇番地一」に、「大笹部落集会所」の項中「大笹部落集会所」を「栗原市花山山笹集会所」に、「荒谷部落集会所」の項中「荒谷部落集会所」を「栗原市花山荒谷集会所」に、「金沢部落集会所」の項中「金沢部落集会所」を「栗原市花山金沢集会所」に、「同 市花山字本沢明通一四地四」を「同 市花山字本沢明通一四番地」に、「上原部落集会所」の項中「上原部落集会所」を「栗原市花山上原集会所」に、「中村部落集会所」の項中「中村部落集会所」を「栗原市花山中村集会所」に、「花山沢部落集会所」の項中「花山沢部落集会所」を「栗原市花山花山沢集会所」に、「権現堂部落集会所」の項中「権現堂部落集会所」を「栗原市花山権現堂集会所」に、「松ノ原集会所」を「栗原市花山松ノ原集会所」に、「栗原市花山コミュニティセンター」の項中「同 市花山字本沢北ノ前七六番地」を「同 市花山字本沢北ノ前七七番地」に、「草木コミュニティセンター」の項中「同 市花山字本沢北ノ前七六番地」を「栗原市花山草木コミュニティセンター」に、「東部集会所」の項中「柴田郡大河原町字錦町四番地の一」を「柴田郡大河原町字錦町四番地一」に、「尾形丁集会所」の項中「同 郡同 町大谷字盛一八番地二」を「同 郡同 町大谷字盛一八番地二」に、「保料集会所」の項中「同 郡同 町大谷字保料前五四番地の一」を「同 郡同 町大谷字保料前五四番地一」に、「上

谷集会所」の項中「同 郡同 町大谷字上谷前一〇〇番地二」を「同 郡同 町大谷字上谷前一〇〇番地二」に、「原前集会所」の項中「同 郡同 町大谷字原前五五番地の一」を「同 郡同 町大谷字原前三番地一」に、「西桜集会所」の項中「同 郡同 町字西桜町一三番地七」を「同 郡同 町字西桜町一三番地七」に、「東桜集会所」の項中「同 郡同 町字東桜町一〇番地二六」を「同 郡同 町字東桜町一〇番地二六」に、「中町集会所」の項中「同 郡同 町字新南二二番地四」を「同 郡同 町字新南二二番地四」に、「台部集会所」の項中「同 郡同 町金ヶ瀬字台部二八番地三四」を「同 郡同 町金ヶ瀬字台部二八番地三四」を「同 郡同 町金ヶ瀬字台部二八番地三四」に、「見城前集会所」の項中「同 郡同 町大谷字見城前五七番地一」を「同 郡同 町大谷字見城前五七番地一」に、「むつみ集会所」の項中「同 郡同 町大谷字末広四番地一」を「同 郡同 町大谷字末広四番地一」に、「上川原集会所」の項中「同 郡同 町字東原町三番地一」を「同 郡同 町字東原町三番地一」に、「丑越集会所」の項中「同 郡同 町字緑町一八番地九」を「同 郡同 町字幸町六番地九」に、「幸中島町集会所」の項中「同 郡同 町字幸町六番地三」を「同 郡同 町字幸町六番地三」に、「本町集会所」の項中「同 郡同 町西町一三五番地」を「同 郡同 町字西町一三五番地」に、「二本松集会所」の項中「同 郡同 町大谷字原前九八番地二七」を「同 郡同 町大谷字原前九八番地二七」に、「南桜集会所」の項中「同 郡同 町字南桜町一一番地五」を「同 郡同 町字南桜町一一番地五」に、「上谷東集会所」の項中「同 郡同 町大谷字上谷前四一番地二〇」を「同 郡同 町大谷字上谷前四一番地二〇」に、「大河原町総合体育館」の項中「同 郡同 町字大谷地七一番地」を「同 郡同 町字小島一番地七」に、「新開集会所」の項中「同 郡同 町金ヶ瀬字新開五二番地三」を「同 郡同 町金ヶ瀬字新開五二番地三」に、「福田集会所」の項中「同 郡同 町福田字中添一六一番地四」を「同 郡同 町福田字中添一六〇番地二」に、「金ヶ瀬中央集会所」の項中「同 郡同 町金ヶ瀬字町三九番地五」を「同 郡同 町金ヶ瀬字町三九番地五」に、「勤労青少年体育施設大和町体育センター」の項中「勤労青少年体育施設大和町体育センター」を「大和町体育センター」に改め、「大和町鶴巣防災センター」の項の次に次のように加える。  
大和町南コミュニティセンター（ふれあいの杜） 同 郡同 町杜の丘一丁目一三番地  
大郷町民体育館の項を削り、「加美町文化会館」の項中「加美町文化会館」を「加美町中新田文化会館」に改め、「加美町小野田体育館」の項及び「加美町防雪センター」の項を削り、「加美町宮崎福祉センター」の項中「加美町宮崎福祉センター」を「加美町宮崎福祉センター」に改め、「同 郡同 町宮崎字屋敷七番四五番地一」を「同 郡同 町宮崎字屋敷七番四五番地一」に改め、「加美町小野田コミュニティセンター」の項を次のように改める。  
加美町小野田文化会館 同 郡同 町字中原南一〇五番地  
美里町北浦地区農村集落多目的共同利用施設」の項中「美里町北浦地区農村集落多目的共同利用施設

設」を「美里町北浦コミュニティセンター（美里町北浦地区農村集落多目的共同利用施設）」に、美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設の項中「美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設」を「美里町下小牛田コミュニティセンター（美里町下小牛田地区農村集落多目的共同利用施設）」に改め、美里町下二郷コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

美里町中央コミュニティセンター 同 郡同 町北浦字駒米一三番地

美里町本小牛田コミュニティセンター 同 郡同 町南小牛田字町浦一〇番地八

美里町中埜コミュニティセンター 同 郡同 町中埜字勿時三番地九